

# 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 に対する意見募集について

令和元年7月1日  
経済産業省  
貿易管理課

## <制度改正の概要>

輸出貿易管理令別表第3の改正について

大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーを見直すため、外国為替及び外国貿易法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除するための改正を行います。

## <施行期日>

公布の日から起算して21日を経過した日から施行します。

# 意見公募要領

令和元年7月1日  
経済産業省  
貿易管理課

## 1. 意見公募対象

### 【政令】

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

## 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

## 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年7月1日（月）～令和元年7月24日（水） 必着

## 4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

### (1) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：boueki-pb1@meti.go.jp

（電子メールの件名を「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見」として下さい。）

### (2) e-Gov（電子政府の総合窓口）

e-Govのパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。

(※) 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 5. その他

皆様からいただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますことがあります。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・意見内容	
・理由	